

消費生活 サポーター 通信

平成29年度
第4号

今号のテーマ

こんな相談がありました
支払い忘れ??
大手通販会社から督促メールが!
～架空請求 その2～

事例

スマホに「**有料動画の未納料金が発生している。連絡しないと法的手続きに移行する**」と、いつも利用している大手通販会社からメールが届いた。不審に思ったので、自分で調べた通販会社の連絡先に問い合わせたところ「当社では送っていない。詐欺ではないか」と言われた。本当に詐欺だろうか?

送られてきたメールです
(写真は加工合成しています)

アドバイス

実在する大手通信販売会社等を騙ってスマホや携帯電話にメールを送り付けてくる**架空請求**の相談が急増しています。「もしやあの時の…」と思わせるのが手口で、確認しようとメールに書かれた連絡先に電話をすると、個人情報聞き出され、お金を請求されます。お金の支払いに「**ギフトカードを購入してカード番号を連絡しろ**」というのも手口の一つです（**ギフトカード**の話が出たら**詐欺**を疑いましょう）。少しでも不安を感じたらすぐに消費生活センターに相談してください。

◆ご相談は...

消費者ホットライン 局番なし ☎188 (お近くの消費生活センターにつながります)
青森県消費生活センター ☎017-722-3343 (土日祝も相談受付中!)



青森県消費生活センター
マスコットキャラクター
デルミちゃん
(Tel. Me)